
「経理規則」の一部改正について

日証協 平成 29 年 3 月 15 日

経理規則 別紙に定める「収支計算書の作成の基礎」について、日本公認会計士協会より平成 28 年 1 月 26 日に公表された「公益法人・一般法人の収支計算書に対する監査に関する研究報告」（非営利法人委員会研究報告第 28 号）を踏まえ、項目を追加するよう本協会の会計監査人より助言を受けたことから、項目を追加するため、経理規則の一部を改正することとする。

本規則改正は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「経理規則」の一部改正について

平成 29 年 3 月 15 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

経理規則 別紙に定める「収支計算書の作成の基礎」について、日本公認会計士協会より平成 28 年 1 月 26 日に公表された「公益法人・一般法人の収支計算書に対する監査に関する研究報告」（非営利法人委員会研究報告第 28 号）を踏まえ、項目を追加するよう本協会の会計監査人より助言を受けたことから、項目を追加するため、経理規則の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

収支計算書を作成するうえでの留意事項として、次の事項を追加する。（別紙（４））

- ・決算額は科目の性質に応じて分類計上するものとする。

III. 施行の時期

この改正は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

以 上

「経理規則」の一部改正について

平成 29 年 3 月 15 日

（下線部分変更）

新	旧
別紙（経理規則第 3 条に規定する「別紙に定める事項」） 収支計算書の作成の基礎 収支計算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。 （１）～（３）（ 現行どおり ） <u>（４）決算額は科目の性質に応じて分類計上するものとする。</u> <u>（５）</u>収支計算書には、次の事項を注記するものとする。 （ア）～（オ）（ 現行どおり ） 付 則 この改正は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。	別紙（経理規則第 3 条に規定する「別紙に定める事項」） 収支計算書の作成の基礎 収支計算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。 （１）～（３）（ 省 略 ） （ 新 設 ） <u>（４）</u>収支計算書には、次の事項を注記するものとする。 （ア）～（オ）（ 省 略 ）